

企画教育委員会記録

1 日 時 令和6年6月21日(金)
午前10時00分 開会
午後 0時07分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	白川 誉	副委員長	田窪 秀道
委員	野田 明里	委員	片平 恵美
委員	合田 晋一郎	委員	山本 健十郎
委員	藤原 雅彦	委員	伊藤 優子
委員	近藤 司		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長 原 一 之

企画部

部長	加地 和弘	総括次長(総合政策課長)	松原 広
財政課長	大西 政年	別子銅山文化遺産課長	土岐 幸司

総務部

部長	高橋 聡	総括次長(総務課長)	藤田 和久
人事課長	塩崎 秀一	契約課長	守長 美由紀

人事課主幹 森 元 宏 則

市民環境部

次長(危機管理監) 小 澤 昇

市民環境部環境エネルギー局

環境施設課長	不二 浩通	環境施設課参事(清掃センター所長)	阿部 広昭
--------	-------	-------------------	-------

消防本部

警防課長 柴 田 三 輝

教育委員会事務局

教育長	高橋 良光	事務局長	竹林 栄一
総括次長(社会教育課長)	鈴木 今日子	学校施設課長	岡部 文仁
学校給食課長	青野 進太郎	学校施設課主幹	眞鍋 直樹

6 委員外議員

伊藤 義男 井谷 幸恵

7 議会事務局職員出席者

8 本日の会議に付した事件

(1) 付託案件審査

議案第43号 工事請負契約について

議案第44号 工事請負契約について

議案第45号 工事請負契約について

議案第53号 財産の取得について

議案第54号 財産の取得について

議案第55号 財産の取得について

議案第56号 財産の取得について

議案第57号 財産の取得について

議案第50号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

請願第1号 伊方原発を即刻止めることを県知事に求める決議について

請願第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める意見書の提出方について

請願第3号 地方自治法改正案に反対する意見書の提出方について

請願第4号 大阪・関西万博の中止を求める意見書の提出方について

(2) 閉会中の常任委員会開催について

(3) 行政視察について

9 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

●白川委員長：〈開会挨拶〉

○原副市長：〈挨拶〉

○総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第43号 工事請負契約について

○守長契約課長：〈説明〉

○阿部環境施設課参事（清掃センター所長）：〈説明〉

〈質 疑〉

●片平委員：定期点検整備対象設備がたくさんあるが、それぞれ定期点検のサイクルが違うのか聞きたい。過去3年間でこの定期点検整備工事にどれくらいお金がかかってきたかを教えてほしい。

○阿部環境施設課参事（清掃センター所長）：点検周期は1年のものがあれば2年のものもあり、それぞれの設備によって点検の周期は異なる。過去3年間の契約金額については、令和3年度が2億1,670万円。令和4年度が1億8,535万円、令和5年度が2億7,280万円となっている。

●伊藤委員：点検工事の金額として4億というすごく高い金額だと思うが、契約先の日鉄環境エネルギーソリューション株式会社でないといけないという判断か。

○阿部環境施設課参事（清掃センター所長）：清掃センターの設備に関しては、機器の専門性や特許権の観点から、建設したプラントメーカーは住友重機械工業株式会社だが、その住友重機械工業の専門的な知識や、独自の技術力がなければ維持管理を行うことは困難であると考えている。日鉄環境エネルギーソリューション株式会社は施設を建設した住友重機械工業から、運転業務、維持補修業務全般につい

て、知見並びに技術も含め承継した業者であることから、選定している。

- 藤原委員：契約相手は北九州に所在しているが、補修工事において新居浜市の業者は入っているのか。
- 阿部環境施設課参事（清掃センター所長）：去年は全 21 業者が入ったが、市内の業者は 2 業者入っている。今年度に関しても市内の業者を下請けとして使っていただくように協力依頼はしていきたいと考えている。
- 藤原委員：特殊性があるから 2 業者しかできなかったということか。
- 阿部環境施設課参事（清掃センター所長）：市内で対応できる業者が 2 業者しかなかったということになる。
- 山本委員：先ほど 21 事業者のうち 2 事業者しか、ということだったが、企業はたくさんあると思う。清掃センターは、大きな工事をずっと続けているが、特殊な工事で市内の業者ができないというのであれば、下請け業者は市内にたくさんある。日鉄環境の関連の県外の間人を使うのだろうが、それは、契約時にきちっと決めておくことができるのではないか。
- 阿部環境施設課参事（清掃センター所長）：契約時に、市内業者を一定以上入れる契約を結ぶのは難しいと考えており、あくまでも、契約後にこちらから協力をお願いするということになるかと思う。
- 山本委員：なぜ難しいのか。
- 守長契約課長：契約約款の特記仕様書の第 2 条第 2 項において、工事の一部を下請負人に請け負わせて施工するときは、市内業者育成の見地から、新居浜市内に主たる営業所を有する者を優先して選定するものとするところがあるが、すべての工事においてこれだけの分量をとすることを契約時に決めるのは、工事によりけりだと思うため、パーセンテージやこの業者に関してはということは、契約を締結した時点でお願ひするのは難しいため、実際に工事が始まってから、努力していただきたいというお願ひをしていくという意味合いの清掃センター所長の答弁だったと思う。
- 山本委員：難しいということだが、この契約だけではなく、他のいろんな事業でも、そのようなものが多い。本気でそういうことをやる気がなかったらできない。だから、そういうことをやっていただきたいがいかがか。
- 原副市長：おっしゃる通り市内業者の育成ということは我々としても、取り組まなければならないと常に思っている。したがって、工事の発注全般にわたって市内業者ができるものは市内業者に発注していくことを基本に置いて、その上で大きな工事、特殊な工事についても、できる限り市内業者を使うということを常に念頭に置いている。先ほど担当からもあったように、何%までこの市内業者を使えということが今は難しいという意味であり、市内業者を使うということを基本に置いているのは間違いのないと思う。
- 近藤委員：点検の周期は設備によって異なるということだったが、焼却施設の点検は何年ごとか。
- 阿部環境施設課参事（清掃センター所長）：焼却施設の点検は毎年行っているが、その中の設備の点検の周期が 1 年であったり、2 年であったりするため、焼却施設の点検自体は毎年やっているが、その中でどの設備の点検をやるかというのは、年によって違うということになる。
- 近藤委員：令和 12 年度までの供用ということで聞いているが、今の西条との広域集約化というようなことを検討されていると思うが、それまではずっと定期点検は行うということでしょうか。
- 阿部環境施設課参事（清掃センター所長）：その通りで、毎年実施する予定である。
- 田窪副委員長：ごみ焼却施設設備フロー図を見ると、一番上に余熱利用設備があり、これは焼却分の熱を利用して発電、電気を利用したいということだと思う。こういった発電設備は、自前の焼却設備内でも使えるとは思いますが、こういった機能は将来的に検査時期に併せて能力アップしていくというよう

な考えはないのか。

○阿部環境施設課参事（清掃センター所長）：今のところ、点検に伴って能力を上げるということは考えていない。次期焼却施設の検討の中での課題と考えている。

●藤原委員：今回4億円余りかかるが、国からの交付金は入っているのか。

○阿部環境施設課参事（清掃センター所長）：交付金は入っていない。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第44号 工事請負契約について

○守長契約課長：<説明>

○不二環境施設課長：<説明>

<質 疑>

●山本委員：前回この種の改良工事はいつごろ行ったのか。次回はいつ頃を想定しているか。これは毎日稼働すると思うが、どのくらいの時間稼働しているのか伺う。

○不二環境施設課長：前回いつ基幹改良工事を実施したのかについては、粗大ごみ処理施設の基幹的設備改良工事は今回が初めてとなる。次に、次回どのくらいの時期に想定されているかについては、概ね、こういう清掃施設の設備、施設は15年から20年ぐらいが1回の寿命というところがあり、そのぐらいの期間、15年ぐらいを過ぎたころになると1回、基幹的設備改良工事をして延命化をするということになり、今回工事を実施、延命した後、あと15年ぐらいたてば、そういう時期を迎えるのかとは考えている。次回実施するかどうかについて、今の段階では特に決まっていることはない。

続いて、毎日の稼働時間がどうかという質問については、粗大ごみ処理施設の能力としては、1日5時間運転して、40トン処理できる能力を有しているが、現在は、そこまでの運転は必要なく、入ってくるごみに対して必要な分だけ稼働しているため、1日、例えば2時間程度など、ごみの搬入量にもよるため、決まった時間ではないが、1日につき、半日程度の稼働時間かと考えている。

●山本委員：稼働しないというものもあるのか。2年前にごみの有料化を行ったが、その中でごみの量はかなり減っているのではないかと思うが、この施設の処理量もかなり減っているのか。

○不二環境施設課長：施設への持ち込みが有料になったことで、一般の市民の方の搬入台数はかなり減っており、量的にも減っているが、事業者の持ち込みについては、従来通りの量は来るため、処理量として、有料化前後で少なくはなっているが、事業者の持ち込みもあるため、極端に少なくなっているということではないと思っている。

●藤原委員：金額で12億円ということだが、フロー図の下に改良工事対象設備が示されているが、この中で一番お金がかかるのはどこか。

○不二環境施設課長：破碎設備の破碎機本体になるが、せん断破碎機と衝撃破碎機、この部分の本体がほぼ更新のような形になり、一番お金がかかっているところである。

●藤原委員：更新ということは全て新しくなるということか。

○不二環境施設課長：一部使える部分は使うが、ほとんど根幹部分を更新する工事内容になっている。

●藤原委員：金額はどの程度か。

○不二環境施設課長：せん断破碎機の方が設計金額ベースで2億円ほど、衝撃破碎機の整備が1億8,000万円ほどとなっている。

●近藤委員：焼却施設については基幹的設備改良工事はやらないのか。先ほど、令和14年度ぐらいまで

焼却施設を使うということだが、そのあたりでやらないのか。またはそれまでにやるのか。

○不二環境施設課長：焼却施設の基幹的設備改良工事について、前回、焼却施設については平成 27 年度から、平成 29 年度までの 3 年間で基幹的設備改良工事を実施しており、それによって延命化をして、令和 14 年まで使えるように長寿命化をした。令和 14 年度までの供用ということであれば、今後基幹的設備改良工事を行うつもりはないが、それ以上延命化するということが今後なるようならば、そういうことについても今後検討していく必要があると考えている。

●田窪副委員長：改良工事対象設備の中で、今回、新作する設備の総重量、鉄やステンレスなど、いろいろなものを使用すると思うが、わかれば教えてほしい。また、古い装置を外したときに、おそらくスクラップが出ると思うが、前の部分も含めて、どの程度のスクラップが出て、どの程度利益還元できるのかわかれば教えてほしい。

○不二環境施設課長：新作する機器の総重量については現在資料を持ち合わせていない。工事して出た古い機器のスクラップについては、一定の場所で保管しておき、売却することになる。売却時に重量的には、幾ら出てきたかということはあるが、ちょっとそれまでは、具体的な数字を答えることはむずかしい。

●野田委員：工事期間が契約の日から令和 8 年 3 月 31 日までということだが、この期間のいつに工事するのか。

○不二環境施設課長：契約は 2 年にわたるが、契約後に受注業者によって実施設計が行われることになり、その後、機器の製作等に入る。そのため、初年度の現場の工事としては、ボリュームは少なく、2 年目の来年度に多くの工事が実施される。

●野田委員：工事期間、清掃センターは稼働するのか。

○不二環境施設課長：基本的に工事による施設の停止期間が短くなるように工程は工夫するが、どうしても設備が動かない期間に関しては、清掃センター内にあるストックヤードを有効に使い、市民の皆さんのごみ処理に支障が出ないようにするように考えている。

< 討 論 >

●合田委員：今回随意契約ということだが、地域貢献的な話になるが、せっかく技術者等がたくさんお見えになる。近くにグリーンフィールドがあり、そこにナイター照明をといたところまでは望まないが、全国の技術者になると思うため、粗大ごみに対する提案をいただくなど、スクラップなどでアートの作品を作るようなソフト的な提案をいただくなど、そういったことを期待して賛成する。

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第 45 号 工事請負契約について

○守長契約課長：< 説明 >

○不二環境施設課長：< 説明 >

< 質 疑 >

●伊藤委員：金額が高い工事だが、他の会社の価格と比較しているか。

○不二環境施設課長：本工事の設計金額の算出方法ということでお答えするが、本工事は、性能が十分に発揮されることが前提になる、性能発注方式という方式を採用しており、一般的な市場価格や、標準単価が適用できないような工事内容もあるため、プラントメーカーの方から見積りを徴収している。その見積りについても、適正価格かどうかという判断があるため、同様な工事についての設計実績があるコンサルタント、具体的には日産技術コンサルタントに、第三者として見積りの内容をヒアリングしてもらい、過去の同類工事との比較などを行い、金額の妥当性について確認をしている。

- 伊藤委員：最近、工事金額が市場的にはすごく上がっているということもあるかと思うが、それは加味しているのか。
- 不二環境施設課長：昨年度、日産技術コンサルタントに今回の工事の発注支援業務を委託し、それでメーカーから見積りをいただいております、現在の実勢の価格を反映した金額になっていると考えています。
- 片平委員：このリサイクル推進施設で、今までこういう更新工事をしたことがあるのかということと、次に必要になるのはいつなのかを教えてください。
- 不二環境施設課長：リサイクル推進施設についても、今回の基幹的設備改良工事は初めてとなる。次回行うのかについては、今回は令和22年度まで延命化することになっており、それ以上使い続けるのであれば、延命化するかの判断をする時期が来るものと考えています。
- 山本委員：この契約の相手は、メタウォーター株式会社関西営業部となっている。他の2件の工事請負契約の相手はともに会社だった。この会社はどのような会社なのか。
- 不二環境施設課長：メタウォーター株式会社は、主に粗大ゴミやリサイクル施設のプラントの建設を行っており、水処理の関係なども行っている会社である。関西営業部となっているのは会社の体制として、契約権限を持たされていると認識している。
- 守長契約課長：本市の入札の登録業者ということが前提条件にはなっており、メタウォーター株式会社については、本社契約事項を委任されている関西営業部としての登録になっている。
- 田窪副委員長：議案第43号、44号に共通しているが、改良する装置、設備はほとんど似通った設備で、私も昔こういった装置を製造していた立場だが、タービンや発電は難しいかもしれないが、ほかの設備は1社にほとんど任せて、抱き合わせて見積りをすれば、材料取りからすべてにおいて、かなりコストダウンを図れるのではないかと。そういったことを考えなければ、別々の会社に出したら、材料も新規で取り、おそらく製造会社に端材も余ってくる。そういったことを考えて、2つぐらいの設備更新について出すときにまとめられなかったのか。
- 不二環境施設課長：粗大ゴミ処理施設とリサイクル推進施設の工事を一緒に出せないかということについては、粗大ゴミ処理施設、リサイクル推進設備をそれぞれ1つのプラントと考えており、そのプラントごとに独自のノウハウが詰まっているため、それを片方のプラントメーカーに、契約するのはなかなか難しいと考え、それぞれ建設したメーカーにお願いすることにしており、1つの工事としては難しいのではないかと考えています。
- 田窪副委員長：それはわかるが、実際1つの会社がこの2つの工事をしてくれれば、工事期間中その1社とその下請けで賄えるのではないかと。3社入ったら3社の本社から人が来て、市内の業者もそれぞれ違うことをやったときに、人の出入りが多くなる。その中で、極端に言うとクレーンの取り合いなども起こってくる可能性がある。私が言ったのは、1つの大元で、2つ3つの設備が一気にできれば、作業員の面で、支障なく工事ができるのではないかとということだが、その辺りはどうか。
- 不二環境施設課長：おっしゃることは十分わかるが、まず随意契約とした理由からだが、基本的にはいろんなプラントメーカーに見積りを依頼し設計したが、見積りを依頼した段階でそれぞれの工事に参入の意向を表明したのは既設メーカーのみのそれぞれ各1社ずつであったため、随意契約にした。例えばどちらかのプラントメーカーと契約をしてそこからさらに下請けということも、考えられなくもないかもしれないが、そうすると、単純な話で言えば、経費が余分にかかるようなことも考えられ、今回はあくまでプラントごとの責任を持って対応してもらおうということで、1社での随意契約としたので、田窪委員さんがおっしゃるような工事発注の方法についても今後同様な事業がある場合には、可能かどうか検討したい。

<討 論>

●合田委員：開設以来の初めてのリニューアルという形になると思うが、一気に更新するというわけではないが、リサイクル推進施設なので、なかなか通常、子供の見学はできないところだが、更新に合わせてそういった見学ができるようなソフト的な取り組みを期待して賛成する。

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第53号 財産の取得について

○守長契約課長：<説明>

○青野学校給食課長：<説明>

<質 疑>

●片平委員：前回の更新がいつだったのか。また、次の更新はいつごろになる見込みか教えてほしい。

○青野学校給食課長：現在の学校給食センターの、コンテナ洗浄機については、平成13年の開設以来の更新になっている。そのため、大体約20年以上たっているが、大体20年ぐらいをめどに、更新の時期と考えている。

●藤原委員：20年よくもったと思うが、これは機械の能力そのものに問題があったのか、それとも20年という何かくくりがあったのか。

○青野学校給食課長：更新の時期については、それぞれこれまで修繕で対応してきたが、老朽化もあり、修繕の頻度が高くなってきており、それを踏まえて毎年どこを直すかという更新計画を立て、今年度についてはそのコンテナ洗浄機をというふうに考えている。

●山本委員：学校給食センター内に関連する地元の業者はおそらく4社か5社程度あると思うが、ほとんど入っていない。一般競争入札なので仕方ないが、この手のもので地元の業者が入ったのをあまり見ていない。地元の業者が、この学校給食センターについてどの程度関わっているのか。

○青野学校給食課長：割合の数字がわかる資料は持っていないが、修繕に関しては、結構な割合で、市内の業者に修繕を依頼している。

●山本委員：年間を通して地元の業者への、業務依頼みたいなことはやっているのか。

○青野学校給食課長：給食は毎日月曜日から金曜日までであるため、何かが壊れた際には、その修理がすぐ必要になり、次の日、当然給食を提供といけないため、極力すぐ来ていただけるということになると、場所も近い市内業者の方になるため、そういう時には必ず市内業者の方に、見積りを依頼することは念頭に置いて発注している。

●田窪副委員長：一般競争入札でこの四国厨房株式会社と株式会社瀬戸内のこの入札差額が70万円だが、2つのメーカーともに同じような洗浄機を作っていると思うが、新居浜市が入札の金額だけを重視しているわけではないと思うが、この四国厨房株式会社の洗浄機が株式会社瀬戸内の洗浄機より優れていると思えた点を教えてほしい。

○青野学校給食課長：機械自体は同じものになるため、70万円の差額については設置費用や、撤去費用などというところの差額でないかと考えており、製品自体に差があるわけではなく、付随する経費の差額が出たのではないかというふうに考えている。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前11時01分／再開 午前11時08分

◇議案第54号 財産の取得について

○守長契約課長：＜説明＞

○柴田警防課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●片平委員：更新サイクルが 20 年と伺ったが、今回更新する車両の更新年限が来るためということは、更新する車両は大体もう 20 年ぐらい使ったということか。

○柴田警防課長：今回更新する小型動力ポンプ付水槽車については、平成 13 年に導入されており、23 年経過している。

●藤原委員：こういった消防関係の購入先は大体私の記憶では岩本商会さんが多かったと思うが、今回株式会社音次商会ということで、私の記憶の中では初めて聞く会社である。今まで新居浜市として、音次商会さんから消防車両等を購入された実績はあるのか。

○柴田警防課長：音次商会からの納入については、過去 3 台ある。平成 22 年に広報車 1 台、平成 25 年に消防指令車 1 台、平成 26 年に消防分団に、消防ポンプ自動車 1 台の 3 台過去に納入実績がある。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第 55 号 財産の取得について

○守長契約課長：＜説明＞

○柴田警防課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●片平委員：更新する車両の使用年数を教えてください

○柴田警防課長：本年度更新する水槽付消防ポンプ自動車については、平成 21 年に納車されており、16 年迎えている。

●山本委員：以前に聞いたことがあるが、消防自動車で新車を入れてそれまで使用していた車両については私の記憶では東南アジアの方に無償で出していると聞いたことがある。今議案の消防自動車も同様かと思うがどういう扱いになっているのか。また、岩本商会に新しい消防自動車を契約する時に、引き取らせるということもできるのではないかと思うが、いかがか。

○柴田警防課長：本年度の更新整備予定の車両 4 台については、前年度に日本外交協会から、更新車両についての調査があり、4 台更新予定しているとの回答をしたところ、3 台の寄贈の依頼があり、今年度更新する車両 4 台のうち、小型動力付水槽車と消防ポンプ自動車と高規格救急車については外交協会を通じて寄贈するようになっている。引き取りについては、昨年度から引き取りをするのではなく、少しでもお金になるように、寄贈がない場合に関しては車両を売却するようにした。

●山本委員：今までも日本外交協会を通して無償で寄贈していたのか。

○柴田警防課長：日本外交協会への寄贈は今回が初めてである。昨年以前は、愛媛トヨタを通じて外国への寄贈を実施していたが、愛媛トヨタが外国へ寄贈するという社会貢献を一旦中止し、その道が途絶えたため、売却という手段を選択したという経緯がある。

●山本委員：日本外交協会と新居浜消防にどういった関係があるのか。

○柴田警防課長：新居浜と外交協会のつき合いはこれまで無いが、寄贈の依頼があり、調査した結果、寄贈できると判断し、寄贈するようにした。

●山本委員：日本外交協会は無償で出していないのではないのか。売却するのではないか。そこまで調べているのか。

○柴田警防課長：そこまでは調査していない。

- 山本委員：税金使っているのだから、安易に考えず、今後検討してください。
 - 藤原委員：日本外交協会は公の機関なのか民間の機関なのか。
 - 柴田警防課長：一般社団法人日本外交協会となっており、寄贈先は、在外公館、日本国大使館等を通じて、公益性のある団体を選定するような団体である。
 - 近藤委員：新居浜市全体で消防自動車は何台で、また水槽付消防ポンプ自動車は何台あるのか。また、水槽付消防ポンプ自動車は充足しているのか。今後増やさないのか、または増やしていく方向なのか。わからなければ後で資料をお願いします。
 - 柴田警防課長：消防自動車の車両に関しては、充足率は100%で、数を増やすということは考えていない。今後更新する車両については、既存の車両を更新していくというもので、数が増えることはない。
- < 討 論 > な し
- < 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第56号 財産の取得について

- 守長契約課長：<説明>
 - 柴田警防課長：<説明>
- < 質 疑 > な し
- < 討 論 > な し
- < 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第57号 財産の取得について

- 守長契約課長：<説明>
 - 柴田警防課長：<説明>
- < 質 疑 > な し
- < 討 論 > な し
- < 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前11時34分 / 再開 午前11時35分

○ 予算議案 (企画部その他関係者)

◇議案第50号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算(第1号)

- 大西財政課長：<説明>
 - 藤田総務部総括次長(総務課長)：<説明>
 - 鈴木教育委員会事務局総括次長(社会教育課長)：<説明>
- < 質 疑 >
- 伊藤委員：金子小学校の大規模改修があるが、外のトイレが父兄や子供たちが使ってとても汚いと言われるが、その部分は今回の設計には含まれていないのか。
 - 岡部学校施設課長：今回の事業内容には含まれていない。
- < 討 論 >
- 伊藤委員：学校改修に今後いろいろ入っていくと思うが、父兄の皆さんから外のトイレがとても汚いので使えないということをたびたび言われますので、これからはそういう部分にも配慮していただくことを要望して、賛成する。

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前11時49分／再開 午前11時51分

○ 請原頁・陳情関係

◇請願第1号 伊方原発を即刻止めることを県知事に求める決議について

<意見・討論>

- 片平委員：請願の趣旨の中にもあるように、地震があるたびに、原発大丈夫かという不安に襲われる市民の方がたくさんいる。県知事のこれまでの原発はない方がいいけど代替エネルギーが不十分という発言は、太陽光発電の出力抑制の恒常化や今年も需要ピーク時の真夏に原発の点検による休止が予定されていることなので、根拠が崩れていますということに納得している。採択でお願いします。
- 合田委員：国及び事業者は、原子力の活用において、安全神話からの脱却を問い直し、自主的な安全性の向上、運営・組織体制の改革、防災対策の改善を通じた地域との共生に取り組むことを大前提と考えている。いかなる事情よりも、安全性を優先することが求められ、原子力規制委員会による、厳格な安全審査に合格し、地元の理解を得た上で、原子炉の再稼働を決めるとされている。愛媛県では、伊方原発に関して、安全対策に、終わりはないとして、四国電力や、国に対しさらなる安全性の向上に取り組むよう継続して求めている。安全面で最大限の注意を払いつつ、原子力を活用することが重要であると考えため、不採択でお願いします。

<採 決> 賛成少数 不採択

◇請願第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める意見書の提出方について

<意見・討論>

- 片平委員：核兵器が存在することが、核兵器による被害を生む最大の原因になっていると考える。日本政府は核兵器の廃絶を訴えてきているのにもかかわらず、核兵器禁止条約に署名、批准しないというのは世界の中でも批判を浴びていることだと思う。この趣旨に賛同し、採択でお願いします。
- 田窪副委員長：日本政府は核兵器禁止条約が掲げる核兵器廃絶という目標は共有していると理解している。その条約に核保有国の参加が全くない。唯一の戦争被爆国として単独で条約署名、批准するのではなく、核兵器のない世界の実現に向けて、現実的かつ実践的な核軍縮のための措置を着実に積み上げていくことが重要であると考えることから、不採択でお願いします。

<採 決> 賛成少数 不採択

◇請願第3号 地方自治法改正案に反対する意見書の提出方について

<意見・討論>

- 片平委員：この請願の要旨の中にもある、個別法の規定根拠なしに緊急性の要件を外してしまうと、緊急性がない場合でも曖昧な要件のもとに、国の指示権を一般的に認めることになる、地方分権の趣旨や、憲法の地方自治の本旨に反すると考えられる、という部分について、愛媛新聞等でも報道がされていたが、県内の市長さんや議長さんへの調査で、大体こういう調査だと、いつも国の言うことに、いいんじゃないっていう方が多いが、今回はさあどうだろうっていう、ちょっと態度がはっきりしないという方が半数もいたということ自体がやはりこの法律の危険性というのを物語っているのではないかなというふうにも思う。採択でお願いします。
- 伊藤委員：このたびの地方自治法改正では、国の補充的な指示に関して、必要な限度内で行使するこ

と。また、あらかじめ地方公共団体に意見等を求めるなど、適切な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されている。加えて、衆議院の審議において、自治体の意見や、地域の実情を踏まえ、必要最小限とすることを求める附帯決議も可決されている。このように国と地方の対等、協力の関係の維持を図った上で、個別の法律で想定していない事態に、国民の安全確保のため、迅速な対応が可能となるとともに、衆参ともに十分な審議を経て可決されたことから、不採択をお願いする。

<採 決> 賛成少数 不採択

◇請願第4号 大阪・関西万博の中止を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●藤原委員：大阪関西万博のいのち輝く未来社会のデザインというテーマは、人間一人一人がみずからの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続可能な社会を、国際社会が共創していくと、推し進めるものであり、SDGs未来都市である新居浜市が目指す社会と合致するものである。また、大阪・関西万博は世界的な注目が高い国際イベントであり、その中で、新居浜太鼓台出場に向けて、現在、全市的に取り組んでおり、この機会を最大限に活用した地方誘客や交流人口の増加にも繋がると考えるとともに、今まで万博に関して、様々な莫大な税金が使われている。ここでもし中止となれば、普通一般的に主催者が中止した場合、事業に関しては、違約金や、様々な損害賠償など、様々なお金が発生すると思う。そういったお金はまた血税を払うということになるため、粛々と万博を開催していただき、今まで使った税金を回収する努力を今からすべきだと思うため、不採択をお願いする。

●片平委員：理念は大変更立派なことがあるが、この万博に資材や人材などが投入されていることで、能登半島地震の復興が遅れているということもある。もうこれ以上お金を使わないという選択は、もう大変な決断だとは思いますが、私は必要なことではないかと思うため、採択でお願いする。

<採 決> 賛成少数 不採択

休憩 午後 0時01分／再開 午後0時02分

(2) 閉会中の常任委員会開催について

●白川委員長：5月15日に開催された委員長会において、今年度においても、昨年度と同様、所管課から状況報告等を受ける場として、閉会中の委員会を開催することに決定した。開催月については、委員会によって案件等の状況が異なることから、各委員会で判断することとなった。なお、正式な委員会として開催することに伴い、請願等で継続審査となっている案件があれば、閉会中の委員会において審査をすることになる。

●白川委員長：まず、候補日として、7月29日から8月9日の間で考えているが、都合はどうか。

●野田委員：7月29日、30日、31日以外でお願いしたい。

●伊藤委員：8月1日か8月2日でお願いしたい。

●白川委員長：最終的な日程については担当課の都合もあることから正副委員長にご一任いただきたい。調査項目については、6月28日までに私もしくは担当書記まで提出し、その後、正副委員長において調整、決定するというので、一任いただけるか。

[異議なし]

(3) 行政視察について

- 白川委員長：日程は、7月16日(火)から19日(金)までの3泊4日で、研修先及び研修項目については配付の資料のとおりである。この内容で実施してよいか。

[異議なし]

- 白川委員長：それでは、この内容で決定するが、諸般の事情により変更が生じた場合は、委員長に御一任いただきたい。

○ 閉 会 午後 0時07分

企画教育委員会付託案件表

令和6年6月21日

○総務部関係（総務部その他関係者）

- 議案第43号 工事請負契約について
- 議案第44号 工事請負契約について
- 議案第45号 工事請負契約について
- 議案第53号 財産の取得について
- 議案第54号 財産の取得について
- 議案第55号 財産の取得について
- 議案第56号 財産の取得について
- 議案第57号 財産の取得について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第50号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳入 全部	4・10~16
歳出 第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
1目 一般管理費	5・17
5目 企画費	5・17
第10款 教育費（財源補正を除く）	5・28
第2表 地方債補正 変更	6

○請願関係

- 請願第1号 伊方原発を即刻止めることを県知事に求める決議について
- 請願第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める意見書の提出方について
- 請願第3号 地方自治法改正案に反対する意見書の提出方について
- 請願第4号 大阪・関西万博の中止を求める意見書の提出方について